

# 「石鎚山系を遊ぶ」ツアー補助金交付要綱

平成30年7月1日

## (趣旨)

第1条 この要綱は、石鎚山系をフィールドとし、このエリアの観光資源を活用し、観光客の誘客を推進するとともに、この石鎚山系エリアの地域活性化に寄与するため、石鎚山系連携事業協議会（以下、「協議会」という。）が作成した石鎚山系のグレーディングマップ及びサイクリングマップなどを活用した登山、サイクリングをはじめとした各種アクティビティと愛媛県西条市、久万高原町、高知県のいの町、大川村（以下、「連携市町村」という。）の主要観光施設の周遊を目的とした企画旅行（以下、「ツアー」という。）を主催する旅行業者に対し、予算の範囲内において、「石鎚山系を遊ぶ」ツアー補助金（以下、「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

## (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するツアーを主催する旅行業者とする。

- (1) ツアーの参加人数が1ツアーあたり8名以上であること。
- (2) 旅程については、次の表の条件を満たすツアーであること。

旅程区分	旅程の条件	宿泊の条件
日帰りツアー	①石鎚山系グレーディングマップに基づく登山」「石鎚山系連携市町村エリアでのサイクリング」「石鎚山系(仁淀川・面河溪など)でのアクティビティなど」のいずれかのコース及び連携市町村の観光施設等立ち寄りスポットを1か所以上利用すること。 ②ツアー行程については、必ず2か所以上の連携市町村を訪れる行程となっていること。	—
宿泊ツアー		宿泊施設は、連携市町村内にある有料施設に限る。

- (3) 旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき旅行業の登録を受けた業者で、かつ、日本国内の事業者であること。
- (4) 他の自治体等から補助金、助成金等を交付されていないもの

## (補助対象期間)

第3条 補助の対象となる期間は、平成30年7月1日から平成31年1月31日までとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の交付額は、1 ツアーにつき、次の各号に定める区分に応じてそれぞれの該当に定める額とする。

(1) ツアーの発地が四国外の日帰りの場合は、1 ツアーに8,000円を乗じて得た額と参加人数(添乗員等は含まない)に500円を乗じて得た金額

(2) ツアーの発地が四国外の宿泊の場合は、1 ツアーに16,000円を乗じて得た額と参加人数(添乗員等は含まない)に2,000円を乗じて得た金額

(3) ツアーの発地が四国内の日帰りの場合は、1 ツアーに4,000円を乗じて得た額と参加人数(添乗員等は含まない)に500円を乗じて得た金額

(4) ツアーの発地が四国内の宿泊の場合は、1 ツアーに8,000円を乗じて得た額と参加人数(添乗員等は含まない)に2,000円を乗じて得た金額

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ「石鎚山系を遊ぶ」ツアー補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて会長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 会長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、速やかに「石鎚山系を遊ぶ」ツアー補助金交付(決定・却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等の承認)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた補助対象者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた内容について、変更又は中止をしようとするときは、遅滞なく「石鎚山系を遊ぶ」ツアー補助金(変更・中止)承認申請書(様式第3号)を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の規定による申請について、当該申請に係る事項の承認の可否を決定したときは、「石鎚山系を遊ぶ」ツアー補助金(変更・中止)(決定・却下)通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者(以下「補助金交付決定者」という。)は、事業完了後30日以内又は平成31年1月31日のうち、いずれか早い期日までに「石鎚山系を遊ぶ」ツアー補助金実績報告書(様式第5号)及び「石鎚山系を遊ぶ」ツアー補助金請求書(様式第6号)を会長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第9条 会長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、  
適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金を交付するもの  
とする。

(交付決定の取消)

第10条 会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交  
付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定の内容に違反したとき。
- (2) 法令又はこれらに基づく会長の命令に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の返還)

第11条 会長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の  
当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定め  
てその返還を求めるものとする。

(その他)

第12条 この告示の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年7月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

平成 年 月 日

一般社団法人西条市観光物産協会 会長 関野 邦夫 殿

住 所

名 称

代表者

印

石鎚山系を遊ぶツアー補助金交付申請書

石鎚山系を遊ぶツアー補助金の交付を受けたいので石鎚山系を遊ぶツアー補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

ツアーの名称	
ツアー実施日	年 月 日 から 年 月 日
参加者数	名
補助金申請額	円
コース	
連携市町村立ち寄りスポット(1か所以上)	
内訳	ア. 発地が四国外 【日帰り】1 ツアー- 8,000 円+(参加者 名×500 円) = 円 【宿 泊】1 ツアー- 16,000 円+(参加者 名×2,000 円) = 円 イ. 発地が四国内 【日帰り】1 ツアー- 4,000 円+(参加者 名×500 円) = 円 【宿 泊】1 ツアー- 8,000 円+(参加者 名×2,000 円) = 円
添付書類	1 ツアー行程表（日時、観光施設、宿泊施設等が確認できるもの） 2 参加案内（参加募集チラシなど） 3 参加者数が分かる書類（名簿等） 4 旅行業登録通知書の写し（旅行業登録番号がわかるもの） 5 その他会長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

石鎚山系を遊ぶツアー補助金交付（決定・却下）通知書

第 号  
年 月 日

様

一般社団法人西条市観光物産協会 会長 関野 邦夫 印

年 月 日付けで申請があった石鎚山系を遊ぶツアー補助金の交付について、次のとおり（決定・却下）したので通知します。

	交付決定額	円
決 定	交付条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 事業完了後は実績報告書を提出すること。</li><li>2 この補助事業等は、会長及び監事が調査又は監査することがある。</li><li>3 本要綱第10条各号のいずれかに該当するときは、この決定の全部又は一部を取り消すことがある。</li><li>4 3により取り消した場合は、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還をさせるものとする。</li></ol>
却 下	理由	

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

一般社団法人 西条市観光物産協会 会長 関野 邦夫 殿

住 所

名 称

代表者

印

石鎚山系を遊ぶツアー補助金（変更・中止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった補助事業を次のとおり（変更・中止）したいので、承認を申請します。

記

1 補助金	変更前	円 (内訳) ア. 発地が四国外 【日帰り】1 ツア-8,000 円+(参加者 名×500 円)= 円 【宿 泊】1 ツア-16,000 円+(参加者 名×2,000 円)= 円 イ. 発地が四国内 【日帰り】1 ツア-4,000 円+(参加者 名×500 円)= 円 【宿 泊】1 ツア-8,000 円+(参加者 名×2,000 円)= 円
	変更後	円 (内訳) ア. 発地が四国外 【日帰り】1 ツア-8,000 円+(参加者 名×500 円)= 円 【宿 泊】1 ツア-16,000 円+(参加者 名×2,000 円)= 円 イ. 発地が四国内 【日帰り】1 ツア-4,000 円+(参加者 名×500 円)= 円 【宿 泊】1 ツア-8,000 円+(参加者 名×2,000 円)= 円
2 変更又は中止の内容		

第 号  
年 月 日

様

一般社団法人 西条市観光物産協会 会長 関野 邦夫 印

石鎚山系を遊ぶツアー補助金（変更・中止）（決定・却下）通知書

年 月 日付で申請があった補助事業の（変更・中止）について次のとおり（決定・却下）しましたので通知します。

記

決定	1 内容	<input type="checkbox"/> 次のように変更を認める	補助金の額 <span style="float: right;">円</span> （内訳） ア. 発地が四国外 【日帰り】1 ツアー- 8,000 円+(参加者 名×500 円) = <span style="float: right;">円</span> 【宿 泊】1 ツアー- 16,000 円+(参加者 名×2,000 円) = <span style="float: right;">円</span> イ. 発地が四国内 【日帰り】1 ツアー- 4,000 円+(参加者 名×500 円) = <span style="float: right;">円</span> 【宿 泊】1 ツアー- 8,000 円+(参加者 名×2,000 円) = <span style="float: right;">円</span>
		<input type="checkbox"/> 事業の中止を認める。	
	2 注意事項		
却下			

様式第5号（第8条関係）

石鎚山系を遊ぶツアー補助金実績報告書

年 月 日

一般社団法人 西条市観光物産協会 会長 関野 邦夫 殿

住 所

名 称

代表者

印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定について通知があった補助事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

ツアーの名称	
ツアー実施日	年 月 日 から 年 月 日
参加者数	名
補助金申請額	円
コース	
連携市町村立ち寄りスポット(1か所以上)	
内訳	ア. 発地が四国外 【日帰り】1 ツアー-8,000円+(参加者 名×500円)= 円 【宿 泊】1 ツアー-16,000円+(参加者 名×2,000円)= 円 イ. 発地が四国内 【日帰り】1 ツアー-4,000円+(参加者 名×500円)= 円 【宿 泊】1 ツアー-8,000円+(参加者 名×2,000円)= 円
添付書類	1 行程表 2 各アクティビティ実施が分かる写真 3 領収書等施設利用を証するものの写し 4 参加者数が分かる書類（名簿等） 5 参加者アンケート 5 その他会長が必要と認める資料

様式第6号（第8条関係）

石鎚山系を遊ぶツアー補助金請求書

年 月 日

一般社団法人 西条市観光物産協会 会長 関野 邦夫 殿

住 所

名 称

代表者

印

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった、石鎚山系を遊ぶツアー補助金について、石鎚山系を遊ぶツアー補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額 \_\_\_\_\_ 円

【口座】

金融機関名	銀行 農協 信金	支店 支所 出張所
口座種別	普通	・ 当座 ・ その他
口座番号		
(フリガナ) 口座名義人		